

第2回入善町農業委員会議事録

平成29年9月4日午後1時30分から第2回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子
13番 米田 喜代美	14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春
17番 酒井 良博	18番 長原 均		

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真 岩 芳 宣
入善町農業委員会	係 長	島 尻 淳 子
入善町農業委員会	主 事	上 田 敬 章
入善町農業委員会	主 事	浦 田 佳 明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第5号 農地法第4条の規定による意見進達について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。第2回目です。本日も全員参加ということで、これからもよろしくお願ひします。

気候について、朝晩とても寒くなり、そろそろコシヒカリの刈り取りの時期になります。今年は、台風もこなさそうですし、大雨がありましたが大きな被害もなくほっとしております。この後は、刈り取りまでの天気によることとなりますが、去年は刈り取りしようと思うと雨が降るという天気が続いた気がします。いい天気となればと思います。

本日は、委員会後合同農地パトロールを行います。町の耕作放棄地の確認、浦山新の省水力発電施設の視察、新屋の陥没している田の確認をしてきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第2回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番中島委員と4番高澤委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、舟見〇〇番、台帳地目、現況地目は、ともに田、面積は2,693㎡です。譲渡人は、入善町舟見〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町舟見〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人は高齢であり、後継者もいないため、申請農地を現在耕作している〇〇さんに譲り渡すこととなったため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩で10分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、農作業が必要となる6カ月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、19,916㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

以上、1件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

愛場委員

事務局の説明の通りで、従来から譲受人が利用しており、問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第5号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第5号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

請地は入善町上野〇〇番外1筆の計2筆、台帳地目、現況地目はともに田で、面積は1,961㎡です。

申請者は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「共同住宅敷地」です。

申請者の〇〇さんは、自宅近くにある今回の申請地に共同住宅を建設する計画をたてました。申請地周辺は、企業や工場が多くあり、またショッピングタウンやスーパー、医療施設、入善駅からも近く、利便性がよいことから、共同住宅の需要が見込まれると考え、今回の転用申請となりました。

申請地は、2階建てアパート3棟で18世帯分の住宅と、駐輪場、物置等を整備するため、必要とする面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意

見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

先月、行政書士が書類一式を持って説明に来られました。現地も確認しました。周囲は住宅に囲まれており、残っていた田の一部です。隣接耕作者の同意もありますので、問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

不整形な形ですね。

事務局

隣接する宅地との関係のため、周囲の営農には問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第5号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。次回の農業委員会ですが、10月4日水曜にしたいと思いますが、開催時間について農繁期を考慮して欲しいと、以前要望がありました。つきましては、皆様が集まりやすい開催時間について、意見を伺います。

塚田委員

その日であれば、コシヒカリの刈り取りもおおかた終わっているでしょうから、同じ時間でいいと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

同じ午後1時30分からでいいとの意見がありましたよろしいでしょうか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

では、次回は10月4日水曜、午後1時30分から開催することといたします。その他、事務局からお願いします。

事務局

会長の挨拶にもありましたように、この後、合同農地パトロールを行います。バスは正面に準備しますのでよろしくをお願いします。

続きまして、配布物の確認です。まず、全国農業図書のご案内です。興味がある図書がありましたらご利用ください。次に、前回承認いただきました身分証明証の配布です。また、8月23日に開催されました新任農業委員等研修会資料を参加されていない方にも配布いたします。ご一読いただき、業務の参考にしてください。

最後に、機構集積支援事業を活用した先進地視察研修のご案内です。日程について、10月23日から25日、又は、10月31日から11月2日の間で実施したいと考えております。視察先については検討中ですので、要望がありましたら事務局までお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

昨年の先進地視察研修では、改正農業委員会に移行した新潟県村上市で意見交換会をしてきました。今年は、新農業委員会の必須業務となりました農地利用の最適化に向けた意見交換ができればと思います。皆さん参加いただきますよう調整のほどよろしくをお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かございませんか。

（意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第2回入善町農業委員会を閉会します。次回は、9月4日月曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後1時56分）